

●香川県告示第227号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第49条の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成24年5月1日

香川県知事 浜 田 恵 造

指定年月日	名 称	所 在 地
平成24年3月1日	佐藤歯科医院	さぬき市志度1018番地3
平成24年4月1日	いぬい歯科えり矯正歯科	坂出市江尻町409番地1
平成24年4月1日	医療法人社団博光会 かさ いデンタルクリニック	綾歌郡綾川町陶5870番地2
平成24年4月1日	じょう歯科医院	綾歌郡宇多津町1831番地
平成24年4月1日	もも調剤薬局	丸亀市飯山町西坂元705番地15
平成24年4月1日	なの花薬局 さぬき店	さぬき市寒川町石田東甲322番地1